

公益社団法人山梨県看護協会監事報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人山梨県看護協会(以下「本会」という。)定款第28条の規定に基づき、監事の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 本会は、総会で選任された監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬及び支給方法)

第3条 監事の報酬は別表に定める。

- 2 報酬は理事会出席等必要の都度、支払うものとする。
- 3 報酬は、法令の定めにより控除すべき金額を控除して支払うものとする。
- 4 役員賠償責任保険の個人負担分の保険料については、報酬から控除するものとする。
- 5 報酬は、通貨をもって支給するものとする。ただし、本人の申し出により口座振替の方法によることができるものとする。

(報酬の決定基準)

第4条 監事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、監事の協議によって決定する。

(費用弁償)

第5条 監事が、本会の業務で旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の支給に関しては、看護協会職員旅費規程による。

(改正)

第5条 この規則の改正は、理事会の決議により行う。

(委任)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、公益社団法人山梨県看護協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附則

この規則は、平成26年1月16日改正、平成26年4月1日から施行する

別表

	報 酬	金 額	備 考
会員以外の監事	日 額	5 0,0 0 0 円	4 時間未満の場合は半額とする。
その他の監事	日 額	5,0 0 0 円	